

ユニフォーム規程

第1条 【目的】

この規程は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）が主催する公式試合（以下、「試合」という）に着用するユニフォームに関して、その詳細を定めることを目的とする。

第2条 【チームの義務】

- ① Vリーグ機構所属チームは、公式試合で着用するユニフォームの、デザイン画または写真をVリーグ機構に提出しなければならない。また製作後は、実物によるチェックも受けなければならない。
Vリーグ機構は、本規程に違反していないかをチェックし、必要があればチームに改善を指示する。
- ② Vリーグ機構所属チームは、試合において所属チームの選手に、「ユニフォーム使用計画」に定めたユニフォームを使用させなければならない。

第3条 【ユニフォーム】

ユニフォームには、シャツ、ショーツ、ソックスが含まれる。

第4条 【色と種類】

- ① チームは、ユニフォーム（シャツとショーツ）を、各々が異なった色でホーム用とビジター用を用意する。ユニフォームの1つの色（メインカラー）は、シャツ、ショーツそれぞれについて、65%以上を占めていることとし、異なる色のユニフォームでは、メインカラーが明らかに異なった対照的な色でなければならない。
- ② リベロ・プレーヤーは、チームの他の競技者と明確に判別できる対照的な色のユニフォームを着用しなければならない。
- ③ 前項の条件を満たしている場合は、他の選手とホーム用、ビジター用を逆に着用することも良い。
- ④ 審判は、プレーヤーがユニフォームを適正に着用しているかチェックし、不適正な場合は、改善を命ずることが出来る。

第5条 【選手番号】

- ① ユニフォーム（シャツとショーツ）には、選手番号が明確に表示されていなければならない。
- ② 選手番号は1～99番とし、事前にVリーグ機構に登録し、シーズン途中の変更は認められない。
なお、すでに1～99番以外の番号を使用している選手については、継続使用を認める。
- ④ 前項の選手番号は、明確に判別することが出来る色とし、そのサイズは、次のとおりとする。
 - (1) シャツ胸部 中央に、高さ15cm以上、字幅2cm以上
 - (2) シャツ背部 中央に、高さ20cm以上、字幅2cm以上

(3) ショーツ 前面右下に、高さ 4～6cm、字幅 1cm 以上

第 6 条 【選手名】

- ① シャツの背部の上部中央に、選手名または通称を表示しなければならない。
- ② 選手名のサイズは、高さ 6～8cm で、字幅は 0.5cm を下回ってはならない。
- ③ 文字は、アルファベットにより表記し、直線的に表示するものとする。
- ④ 選手名の表示を登録名以外にて行うことを希望する場合は、事前に Vリーグ機構に申請し、承認を得なければならない。

第 7 条 【チームネーム】

シャツの胸部には、予め届け出たチームネームまたはチームニックネームのいずれかを付けるなければならない。サイズは規定しない。

第 8 条 【Vリーグマーク】

- ① シャツには、Vリーグマークをつけなければならない。
- ② 表示する場所は、背部中央上部を原則とする。背部中央上部に貼付できない場合は、理由と貼付場所について Vリーグ機構の了解を得るものとする。
- ③ 前年度プレミアリーグ優勝チームは、Vリーグマークに代えて、別途定めるチャンピオンマークをつけなければならない。

第 9 条 【チームキャプテン】

チームキャプテンは、胸のナンバーの下に、長さ 8cm、幅 2cm のキャプテンマークを、シャツと異なった色で付けていなければならない。

第 10 条 【マニファクチャーロゴ】

JVA が公認しているメーカーに限り、最大 5×4 または 20 cm² のマニファクチャーロゴをシャツ、ショーツ、ソックスに各々一つだけ付けることが許される。(ソックスは、左右各々の、内側と外側に付けてもよい)

第 11 条 【型】

型についても、FIVB の規程を原則とする。チーム全員が同じスタイルのものを着用する。ただし、例外として、長袖の着用および試合中に袖をまくり・半袖や袖無しの状態になることは、許容する。

第 12 条 【スポンサーロゴとユニフォーム広告】

- ① ユニフォームにスポンサーロゴや広告を表示する場合には、別途定める「ユニフォーム等の広告に関する規程」に従うものとし、スポンサーの名称および商品名等を、事前に所定の「試合用ユニフォームのスポンサーロゴ・広告等掲出許諾申込書」により、Vリーグ機構に許諾申請を行ない、許諾を受けなければならない。
- ② 試合会場の体育館使用規程により、広告掲載料が発生した場合は、当該チームがその実費を支払うものとする。

第 13 条 【トレーニングウェア等について】

- ① チームのトレーニングウェアには、チームネーム、選手名と選手番号（高さ 6cm）およ

びチームのロゴマークを付ける。ズボンにも選手番号を付けることが望ましい。

- ② マニファクチャーロゴならびにスポンサー・ロゴとトレーニングウェア広告は、試合用ユニフォームに関する第10条、第12条と同様な扱いとする。

第14条 【シューズについて】

- ① 試合用のシューズは、JVA公認のメーカーのシューズを着用するものとする。
- ② 特別な理由から、前項の規定が守れない場合は、その理由をつけてVリーグ機構に申請し、承認を得た場合は、JVA公認のメーカー以外のシューズの着用が認められる。

第15条 【改正】

本規程を改正しようとするときは、運営会議の発議に基づく理事会の決議により、これを行う。

附 則

1. 本規程は、2006/07 シーズンから適用する。
2. 本規程は、2006/07 シーズン終了時点で見直し、必要な改正を行うものとする。

改 正

第8条④項（2006/07 シーズン限定のルール）を抹消

（平成19年9月6日理事会承認）

第2条「使用義務」を「チームの義務」に改め、デザイン段階でVリーグ機構に届け出て規程どおり製作されているかのチェックを受けることを追加した。

（平成20年7月31日理事会承認）

第10条「マニファクチャーロゴ」をFIVBルール改正に伴い変更。

本条は2009/10 シーズン以降、新たにユニフォームを作成する場合について適用する。